

## 雫石町における産業振興施策促進事項

令和2年8月5日作成

雫石町

### I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧御所村、旧西山村及び旧御明神村を産業振興施策促進区域とする。

### II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、令和2年9月1日から令和7年3月31日まで行うこととする。

### III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

#### (1) 雫石町の産業の現状

(全般)

- ・ 本町は、県都盛岡市の西方約16kmの岩手県西部地域にあり、町の中央を国道46号及びJR田沢湖線・秋田新幹線が東西に横断しています。

総面積は、608.82km<sup>2</sup>（うち産業振興施策促進区域577.73km<sup>2</sup>）と広大で、およそ東西24km、南北40kmに広がり、土地全体の多くは山林が占め、耕地は約9.3%、宅地は約1%となっています。西北部の一部が十和田八幡平国立公園に包摂された岩手山、秋田駒ヶ岳を中心とする1,000m級の奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域となっています。

山麓部には、広大な傾斜地が開け、盆地中央部は緩傾斜の耕地が広がり水田を中心とした農業集落地となっており、地域内を流れる雫石川、葛根田川、南川の三河川は、御所湖で合流し、雄大な水辺空間を形成しています。また、町内各地に温泉が湧出し、詩情豊かな湯の里を創出しています。

(農業)

- ・ 農業については、耕地面積は5,651ha、農家戸数は1,373戸である。豊かな自然環境を利用した水田農業を中心に、畜産、野菜、花卉、菌茸などを取り入れた雫石型複合経営を展開している。

(林業)

- ・ 林業については、森林面積は45,858ha（国有林28,507ha）であり、町の総面積の75.3%を占める。民有林面積は17,351haである。

(畜産業)

- ・ 畜産業については、肉用牛繁殖農家216戸、肉用牛肥育農家16戸、酪農家17戸があり、肉用牛繁殖雌牛1,948頭、肉用牛肥育牛326頭、乳用牛745頭を飼養している。また、町内3カ所に公共牧野があり放牧を行っている。

(観光業)

- ・ 観光業については、日本百名山である岩手山のほか、秋田駒ヶ岳など十和田八幡平国立公園など山々に囲まれ、日本一の民営農場である小岩井農場をはじめ、3つのスキー場と10の温泉があり、秋田新幹線停車駅を有していることから、年間約250万人の観光客が訪れている。

(製造業)

- ・ 岩手県工業統計調査によると、雫石町全体の製造業（R1年度）は24社が立地しており、食料品、繊維、木材のほかパルプ・紙や窯業等の製造業が営まれている。
- ・ 工業については、誘致企業として製紙用及び燃料用チップの製造・販売を行う川井林業社、段ボール箱の製造・販売を担う東北紙器社などが立地し雇用の場が確保されている。

(農林水産物等販売業)

- ・ 農林水産物等販売業については、道の駅等の直売所において、地元の農産物や、林産物等を販売している。
- ・ 長山地区において、町内農畜産物を使用したジェラート販売を行っている「松ぼっくり」（松原牧場）は、年間22万人を超える来客者を誇る観光スポットにもなっている。

## (2) 雫石町の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

- ・ 農業の担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、次代を担う若い農業後継者や新規就農者の技術・知識の習得や就農直後の経営面に向けた支援を行う必要がある。また、今後さらに経営転換を希望する農業者が見込まれることから、農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を進める必要がある。

[林業関連]

- ・ 戦後から人工造林推進により造成された森林が多く、主伐期や間伐期を迎えており公有林の適正管理と民有林の森林整備が必要である。また、林業従事者が高齢化により減少しているなか木材価格の継続した低迷等により林業経営が厳しい状況にあるため林業事業者での雇用が進まず、林業従事者の育成支援が必要である。さらに、平成25年以降松くい虫によるアカマツへの被害が確認され

ており、今後の被害防止対策とアカマツの活用方策の検討が必要である。

#### [畜産業関連]

- ・ 畜産農家の高齢化や後継者不足に伴う畜産農家戸数並びに飼養頭数の減少が課題になっている。そのため、後継者の育成を行うとともに、優良牛の確保、増頭支援により個々の経営規模拡大を図るとともに、地域全体で飼養頭数の拡大を図ることが必要である。

#### [観光業関連]

- ・ 町内の観光施設、観光協会及び周辺自治体との連携により魅力ある観光地づくりを推進し、国内旅行者のみならず海外旅行者を視野に入れた観光プロモーションを強化する必要がある。また、観光誘客を促進するため多様なニーズに対応できる体制整備、観光資源の環境整備及び二次交通の充実が必要である。

#### [地域資源を活用する製造業関連]

- ・ 地元食材を加工する工場が少ないため、食品加工施設において町内産農畜産物を活用してもらうことや新たな食品加工施設の誘致や施設整備を求める声がある。また、個々の発信や販売体制が弱く、生産・加工・販売の連携を強化する必要がある。
- ・ 商業については、商店街で少子高齢化の影響により経営支援等を必要とする中小企業者及び個人事業主が増加傾向にあり、衰退期に移行する前の業種転換、空き店舗を活用した新規就業者の確保等が求められている。

#### [農林水産物等販売業関連]

- ・ 消費者に対する魅力と情報の発信不足により、特産品や町内産農畜産物の効果的な販売体制が構築できていないことが課題となっている。大消費地である都市圏への農畜産物の流通のためには、個々の農業者の経営努力では限界があり、JAの系統出荷による出荷品目などに限られている。消費者の多様なニーズに応えるため、新しい販売体制等を構築する必要がある。

#### [6次産業化関係関連]

- ・ 農畜産物を加工販売する起業家が増えているなど6次産業化の多様な取り組みがされている一方で、6次産業化による経営改善に取り組む時間的、精神的余裕が持てない方が多いため、6次産業化に取り組む母体の活動が継続されるような支援を行う必要がある。また、消費者ニーズや販路に応じた製品づくりやパッケージづくりなど、採算性の高い価格付け等の知識や経験を学ぶことができる場の創出も併せて必要である。

#### [その他]

- ・ 鳥獣被害対策に従事する町猟友会を中心とした狩猟者が高齢化等により減少し

ているため、狩猟者の確保対策を行う必要がある

- ・ 主伐期や間伐期を迎えた森林資源の活用が課題となっており、推進方策の調査・検討、施設・設備の整備等を行う必要がある。
- ・ 域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置及び不均一課税の活用を促進する必要がある。

#### IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、林業、木材産業、畜産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

#### V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

##### ○栗石町

- ・ 地域の中心経営体の育成
- ・ 効率的な農地の利用集積
- ・ 若手農業従事者の確保・育成
- ・ 農業後継者や新規就農者への積極的な情報提供と育成
- ・ 家族経営協定の促進
- ・ 集落営農等の組織営農の推進
- ・ 経営所得安定対策等の有効な活用
- ・ 農業経営の支援
- ・ 需要に応じた作物等の生産振興
- ・ 労働力の省力化の支援
- ・ 農業振興地域整備計画の管理
- ・ 農地・農業用施設の機能維持と活用
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 鳥獣被害の防止
- ・ 新たな流通・販路の拡充
- ・ 通年生産と販売体制の構築
- ・ 時代に即した情報発信の活用
- ・ 需要に応じた食材提供システムの有効活用
- ・ 学校給食や食育による地産地消の推進
- ・ 農業体験の推進
- ・ 販売を目指した地場産食材利用の研究・開発支援
- ・ 6次産業化への支援
- ・ 生産・加工・販売体制の連携強化
- ・ 食文化の伝承活動推進
- ・ 森林の適正管理

- ・ 生産基盤の整備と森林施業の低コスト化の促進
- ・ 公共施設木質化や個人住宅への利用推進
- ・ 木質バイオマス燃料利用施設の整備促進
- ・ 木質バイオマス燃料の確保対策
- ・ 森林環境教育の促進
- ・ 乳用牛優良受精卵導入事業の活用
- ・ 肉用牛振興対策事業の活用
- ・ 観光資源の環境整備
- ・ 観光二次交通の整備
- ・ 広域連携による滞在型観光の促進
- ・ 観光客誘致の強化
- ・ 観光情報発信の強化
- ・ 地域資源の活用
- ・ 観光メニューの拡充
- ・ 観光プラットフォームの強化
- ・ 外国人対応メニューの開発
- ・ 外国人向け情報発信の強化
- ・ 地域の自然と調和した企業誘致
- ・ 中小企業の経営強化
- ・ 商店街の人財及び起業家の育成
- ・ 魅力商店街づくりに向けた取組の推進
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用

#### ○岩手県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 設備投資を促進するための地方税の不均一課税の活用検討
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 林業・木材産業改善資金の貸付
- ・ 6次産業化への支援

○雫石町商工会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 経営相談への対応

○雫石町観光協会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 当該地域のPR活動の強化

○新岩手農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農林水産物等販売業の推進のための推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 関係機関と連携した各農家への営農指導

○盛岡広域森林組合

- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の実施
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

**VI. 産業振興施策促進事項の目標**

産業振興施策促進期間の終期（令和6年度末）までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度（令和6年度）の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。